

■ 新税率での税額について（試算）

税率改正により、実際どのくらい税額に変更（差）があるのかを試算してみました。

これまでの税率には、資産割がありました。下のモデルケースの平成31年度には、固定資産税（所得33万円に1万円、60万円・100万円世帯にそれぞれ3万円、所得200万円から600万円世帯にそれぞれ4万5千円の固定資産税）を入れて計算しています。

あくまで試算であり、各世帯の課税要件（世帯の構成や所得）により、令和2年度の国民健康保険税が課税されますので予めご了承ください。

令和2年度の納税通知書は7月上旬に送付する予定です。期限内納付に皆様のご協力をお願い致します。

モデルケース	2人世帯(大人2人)			4人世帯(大人2人・子供2人)		
	平成31年度	新税率	比較	平成31年度	新税率	比較
33万円	33,800円	34,800円	1,000円	48,800円	53,400円	4,600円
60万円	96,400円	96,500円	100円	121,400円	127,500円	6,100円
100万円	176,300円	188,500円	12,200円	171,800円	184,700円	12,900円
200万円	328,600円	354,700円	26,100円	348,900円	381,100円	32,200円
300万円	454,600円	497,700円	43,100円	504,600円	559,700円	55,100円
400万円	580,600円	640,700円	60,100円	630,600円	702,700円	72,100円
500万円	704,300円	783,700円	79,400円	738,300円	828,300円	90,000円
600万円	795,300円	892,300円	97,000円	829,300円	936,300円	107,000円

■ 法定軽減措置について（申請不要）

前年中の世帯の総所得金額等の合算額（軽減判定所得）が、下表の金額以下の場合には、年間保険税額のうち均等割と平等割が2割・5割・7割減額されます。法定軽減措置は、自動的に判定されるので、申請する必要はありません。

減額の種類	前年中の世帯の総所得金額等の合算額（軽減判定所得）
2割軽減	33万円+（52万円×被保険者数）以下
5割軽減	33万円+（28万5千円×被保険者数）以下
7割軽減	33万円以下

【軽減判定の注意点】

- 賦課期日（令和2年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日）現在の状況で判定します。（年度途中に加入者の増減があっても再判定されません。）
- 擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の所得も含めて判定します。
- 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人（特定同一世帯所属者）の所得及び人数も含めて判定します。

■ 非自発的失業者にかかる軽減について *要申請

倒産・解雇などの理由で離職され、雇用保険を受給された方について、以下の条件に該当する場合に国民健康保険税の医療分・支援分・介護分を軽減します。

非自発的失業者にかかる軽減	
要件	離職時に65歳未満であった方。ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証の離職理由に記載の番号が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方。
軽減対象期間	離職年月日の翌日から翌年度末まで。
軽減内容	所得割について、該当者の給与所得を100分の30にして計算します。
必要なもの	雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行されます）、本人の印鑑